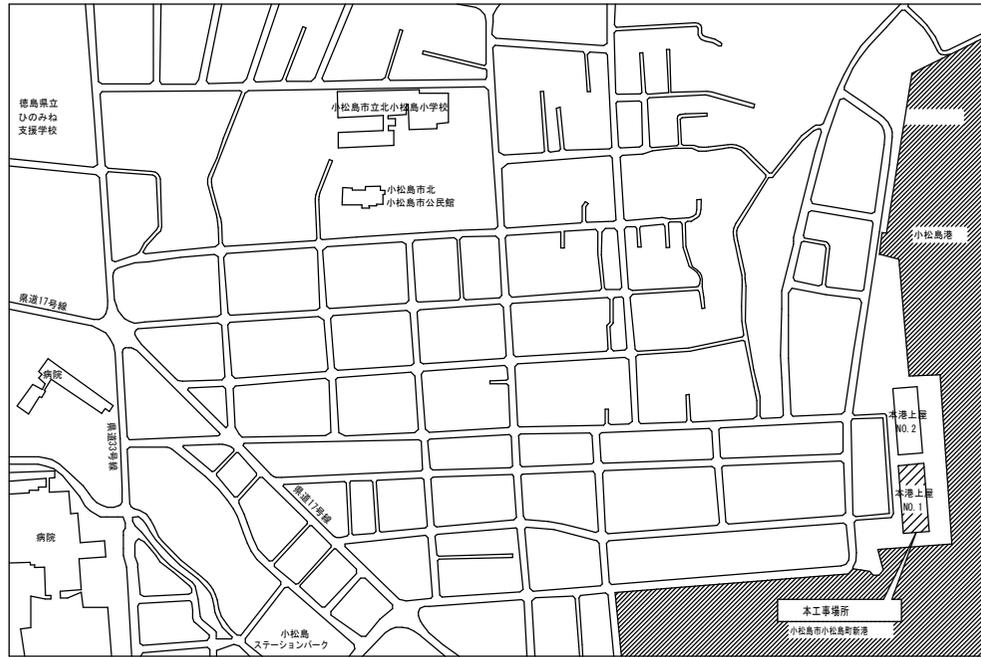
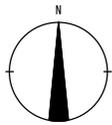


項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																					
1. 工事概要		7. 下請負人の選定	<p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）</p>	◎受注者は、工期期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における交通安全の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。 <p>◎受注者は、高さ2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「富嶺県発現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p> <p>◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に設置させず、設置又は取り下げるまでは、番籠等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。</p> <p>◎輸送災害の防止 受注者は、工用車両による土砂、工用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、積載、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設建築物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠設備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠設備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法運行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある</p>	◎受注者は、工期期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における交通安全の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。 <p>◎受注者は、高さ2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「富嶺県発現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p> <p>◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に設置させず、設置又は取り下げるまでは、番籠等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。</p> <p>◎輸送災害の防止 受注者は、工用車両による土砂、工用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、積載、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設建築物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠設備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠設備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法運行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある</p> <p>◎発生材の処理等 ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に準じて処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運送する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明機器、変圧器及び道相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続を行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が抽出される工事に当たっては、建設発生土は建設発生土抽出計画（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているを確認するとともに、監督員に建設発生土抽出計画を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（密）なし。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工書編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備置置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公表が見やすい場所に提示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。</p>																					
2. 工事場所	小松島市小松島町新港（第1分則）	8. 施工体制台帳及び施工体系図	<p>(1) 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備置置かなければならない。 (2) 施工体系図の作成及び提示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分組関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公表が見やすい場所に掲げなければならない。 (3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (4) 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の提示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公表が見やすい場所に掲示しなければならない。</p>	11. 交通安全管理																						
3. 建物概要	<table border="1"> <tr><td>建物名称</td><td>小松島本港1号上層</td></tr> <tr><td>構造・規模</td><td>鉄筋コンクリート造 平屋建て</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>-</td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>約1,436 (m²)</td></tr> <tr><td>消防法令別表第1の区分</td><td>1 4項</td></tr> </table>	建物名称	小松島本港1号上層	構造・規模	鉄筋コンクリート造 平屋建て	敷地面積	-	延床面積	約1,436 (m ²)	消防法令別表第1の区分	1 4項	9. 電気保安技術者等	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。													
建物名称	小松島本港1号上層																									
構造・規模	鉄筋コンクリート造 平屋建て																									
敷地面積	-																									
延床面積	約1,436 (m ²)																									
消防法令別表第1の区分	1 4項																									
4. 工事種目	<table border="1"> <thead> <tr><th>種 目</th><th>工 事 概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>解体工事</td><td>建築撤去工事、設備撤去工事、その他非常工事</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種 目	工 事 概 要	解体工事	建築撤去工事、設備撤去工事、その他非常工事																			10. 施工中の安全確保	◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。 ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負員にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付国土交通省告示第499号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建設発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設防護を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を及ぼした場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその修復補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ掛けの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンブトラックの乗台の下ろし等について、走行前に機載の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。	12. 発生材の処理等
種 目	工 事 概 要																									
解体工事	建築撤去工事、設備撤去工事、その他非常工事																									
5. その他	本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。																									
11. 営繕工事共通仕様書																										
項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																					
1. 適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工書編） 令和4年版（以下「標準」という。） ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工書編） 令和4年版 ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工書編） 令和4年版 ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工書編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工書編） 令和4年版 ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工書編） 令和4年版 ・ 木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ・ 建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説 令和2年版 ・ 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工書編） 令和4年版 ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工書編） 令和4年版 ・ 敷地調査共通仕様書 令和4年版 <p>また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。 ① 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） ② 建築改修工事監理指針（令和4年版） ③ 電気設備工事監理指針（令和4年版） ④ 機械設備工事監理指針（令和4年版）</p>	2. 優先順位	<p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 質問回答書（②から⑤に対するもの） ② 補足説明書 ③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等 	3. 工事実績データの登録	<p>(1) 受注者は、請負代金額が900万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けたこと、次の期限内までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工の時間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。 受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。</p>	4. 図面	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p>																			
5. 工事の着手	受注者は、設計図面に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合においては、その日）をいう。																									
6. 施工計画書等	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p>																									

特記	徳島県土木整備部営繕課	工事名称	R5 営繕 徳島小松島港 小・小松島 本港上層1号解体工事	図面番号	共 ー 01	株式会社 象企画設計 TEL 086-661-4090 徳島市南東区西岡6-1 FAX 086-661-4097 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第2193号 一級建築士登録 第86203号 林 賢
		図面名称	営繕工事共通仕様書（1）	縮尺	1：1	



附近見取図 S=1 : 4,000

特記事項

受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試験を行い当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

外部仕上表・外部金物・その他

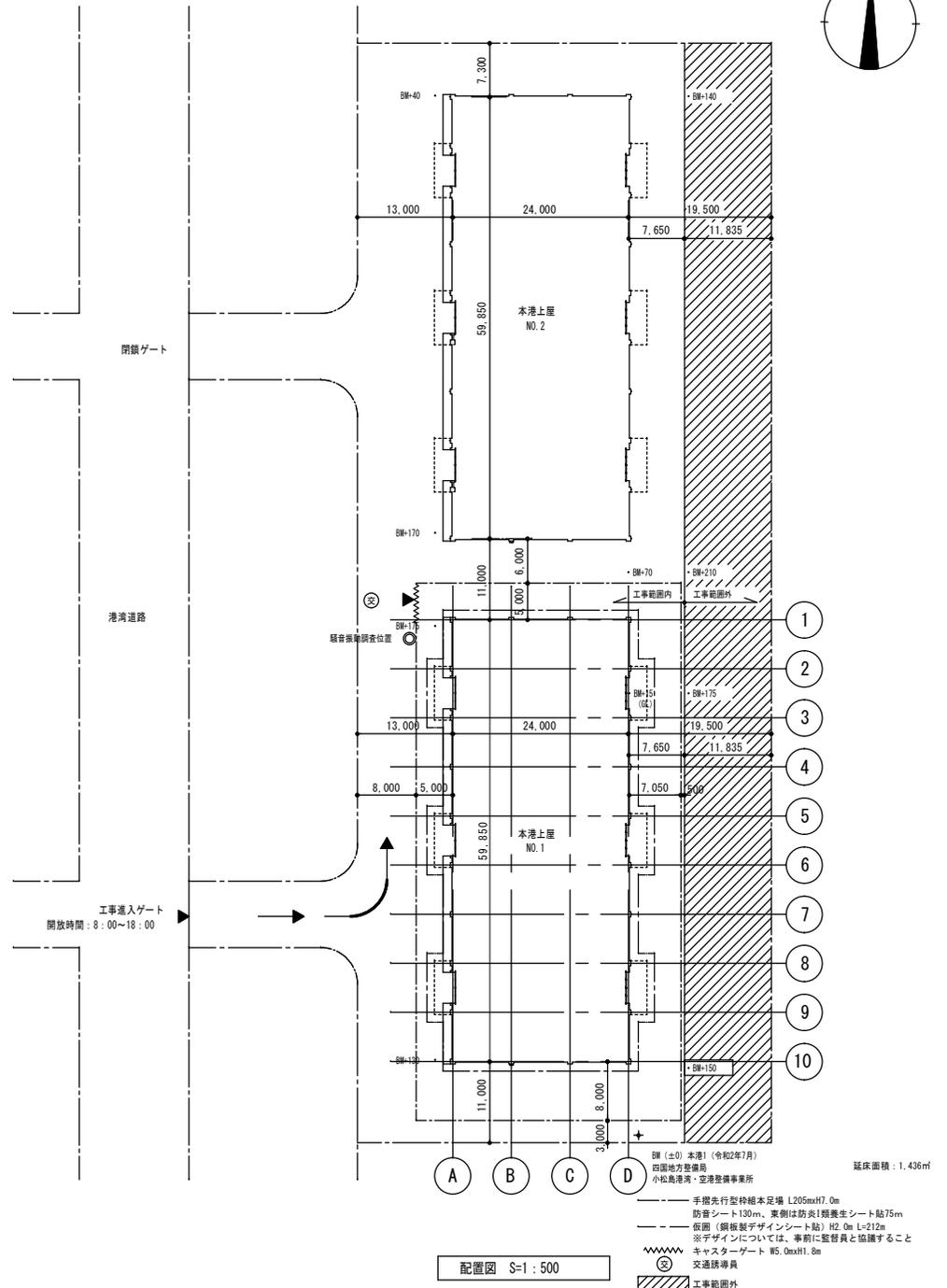
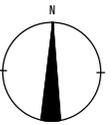
項目	仕上	項目	仕上
屋根	シート防水の上押えコンクリート	出入口建具	スチール OP塗
外壁	モルタル塗り結露防止塗材吹付	窓	アルミ製はめ殺し窓
柱型・梁型	モルタル塗り結露防止塗材吹付	タラップ	ステンレス製
礎	VP 100φ（塩ビ礎併共）、底礎：VP 75φ		

内部仕上

階	室名	CH	床	幅木	壁	天井	備考
1階	倉庫	直天	仕上	コンクリート金ゴテ直押し	-	結露防止塗材吹付	素地のまま
			下地	コンクリート	コンクリート	コンクリート	コンクリート

特記

徳島県土木整備部営繕課



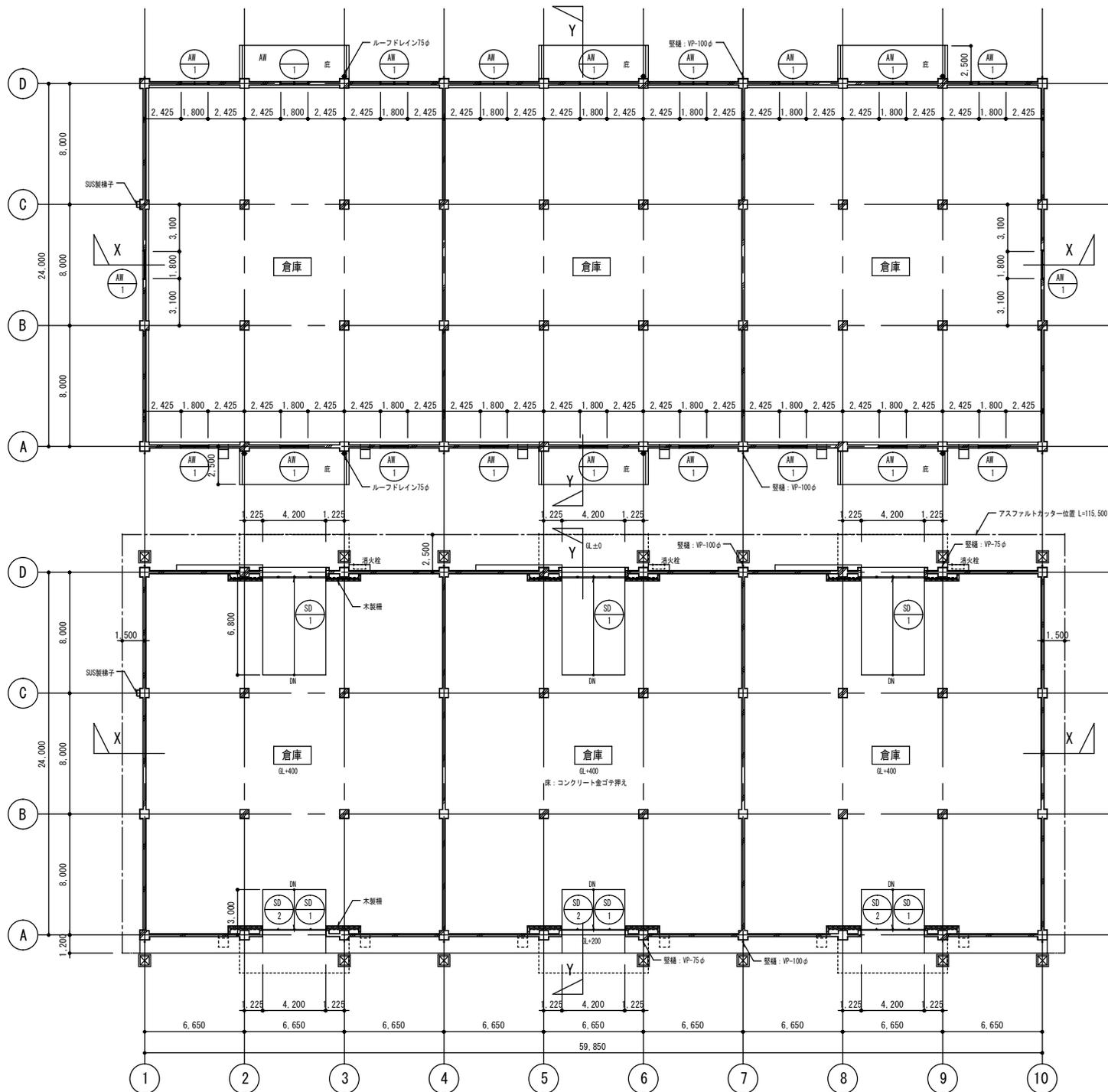
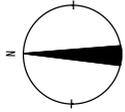
配置図 S=1 : 500

BM (±0) 本港1 (令和2年7月)
四国地方整備局
小松島港湾・空港整備事業所
延床面積：1,436㎡

--- 手摺先行型枠組本見場 L205mmH7.0
防音シート130mm、東側は防炎1種養生シート貼75mm
--- 仮囲 (鋼板製デザインシート貼) H2.0m L=212m
※デザインについては、事前に監督員と協議すること
⊗ キャスターゲート W5.0mxH1.8m
⊗ 交通誘導員
⊗ 工事範囲外

工事名称 R5 営繕 徳島小松島港 小・小松島
本港上屋1号解体工事
図面番号 A-04
図面名称 附近見取図・配置図・仕上表・支障物件図
縮尺 1 : 500 ~ 4,000

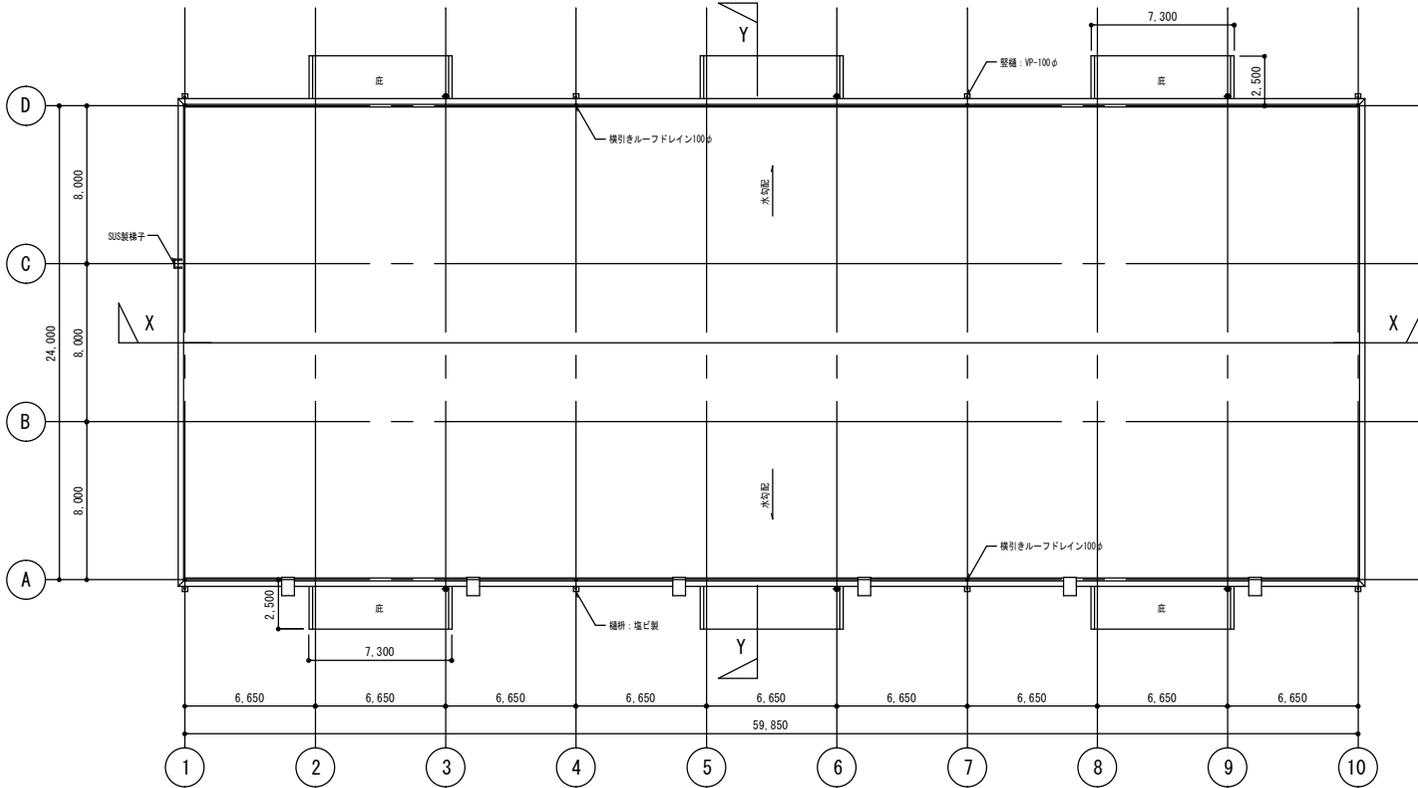
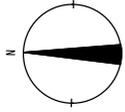
株式会社 象企画設計
TEL 088-661-4090
FAX 088-661-4097
徳島県小松島市 徳島県知事事務所 第1993号
一級建築士事務所 第86203号 林 貴



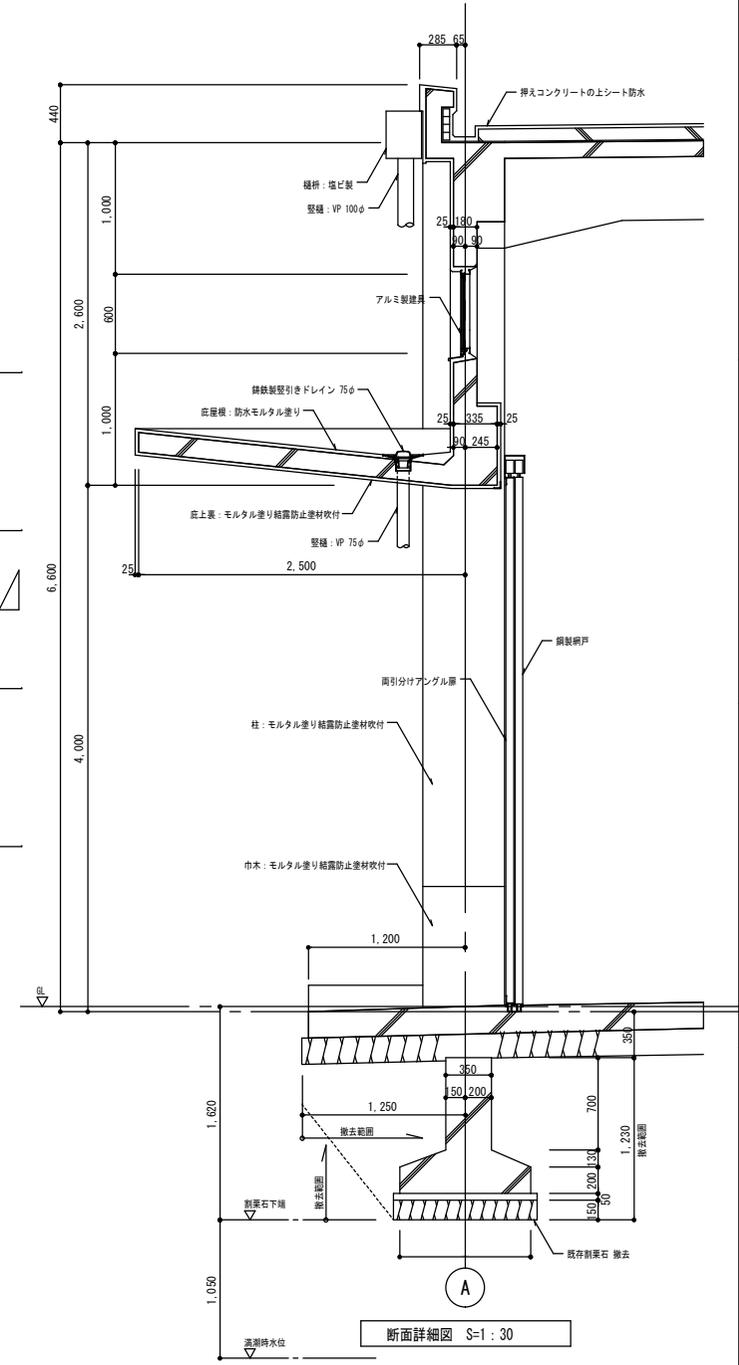
上部 平面図 S=1 : 200

1階 平面図 S=1 : 200

特記	徳島県土整備部営繕課	工事名称	R5 営繕 徳島小松島港 小・小松島 本港上屋 1号解体工事	図面番号	A - 05	株式会社 象企面設計 徳島市徳島町西側67-1 TEL 089-661-4090 FAX 089-661-4093 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第31093号 一級建築士登録 第86203号 林 賢
			図面名称	1階・上部 平面図	縮尺	

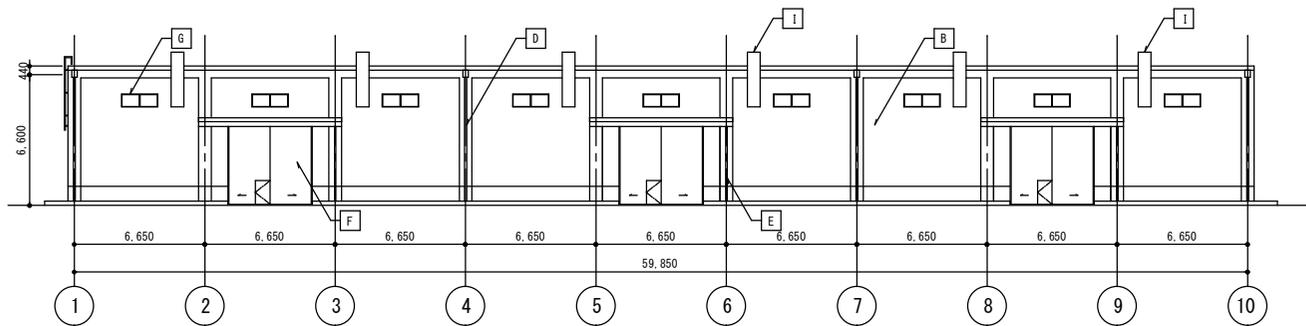


屋根伏図 S=1:200

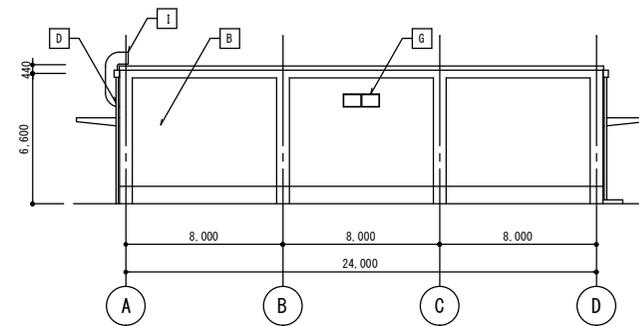


断面詳細図 S=1:30

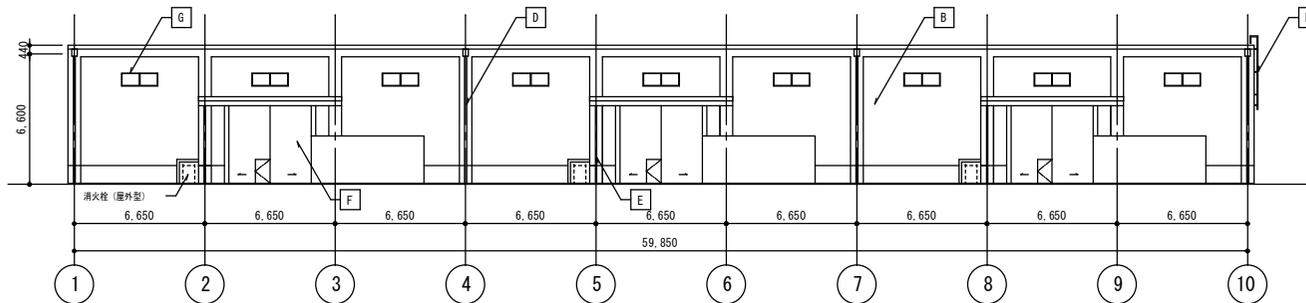
特記	徳島県土木整備部営繕課	工事名称	R5 営繕 徳島小松島港 小・小松島 本港上屋1号解体工事	図面番号	A - 06	株式会社 象企画設計 TEL 088-661-4090 徳島市阿波町西町5-1 FAX 088-661-4097 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第1193号 一級建築士登録 第86203号 林 賢
			図面名称	屋根伏図・断面詳細図	縮尺	



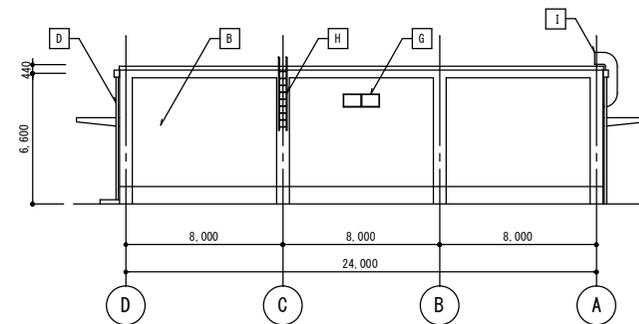
西立面図 S=1:200



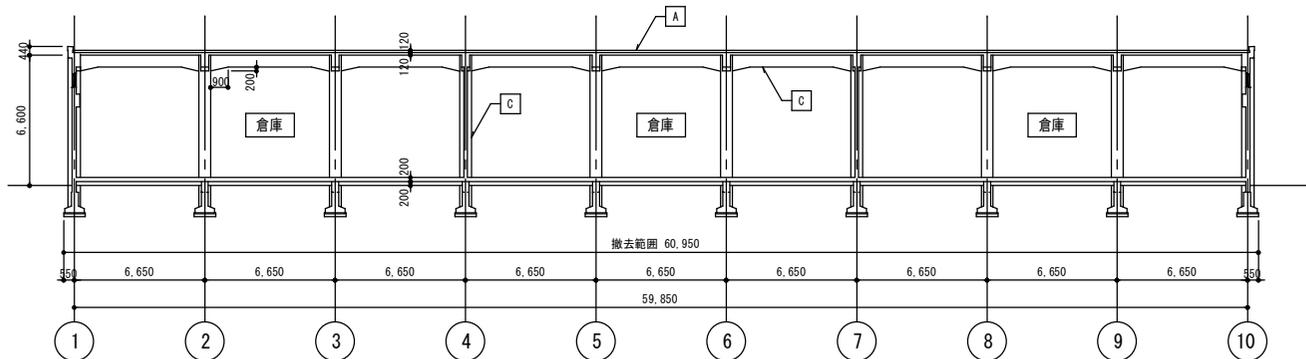
南立面図 S=1:200



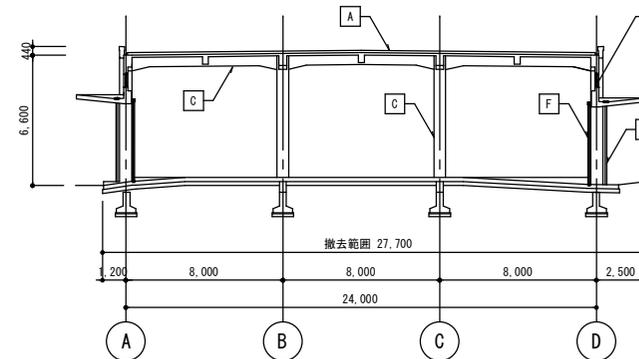
東立面図 S=1:200



北立面図 S=1:200



X-X断面図 S=1:200



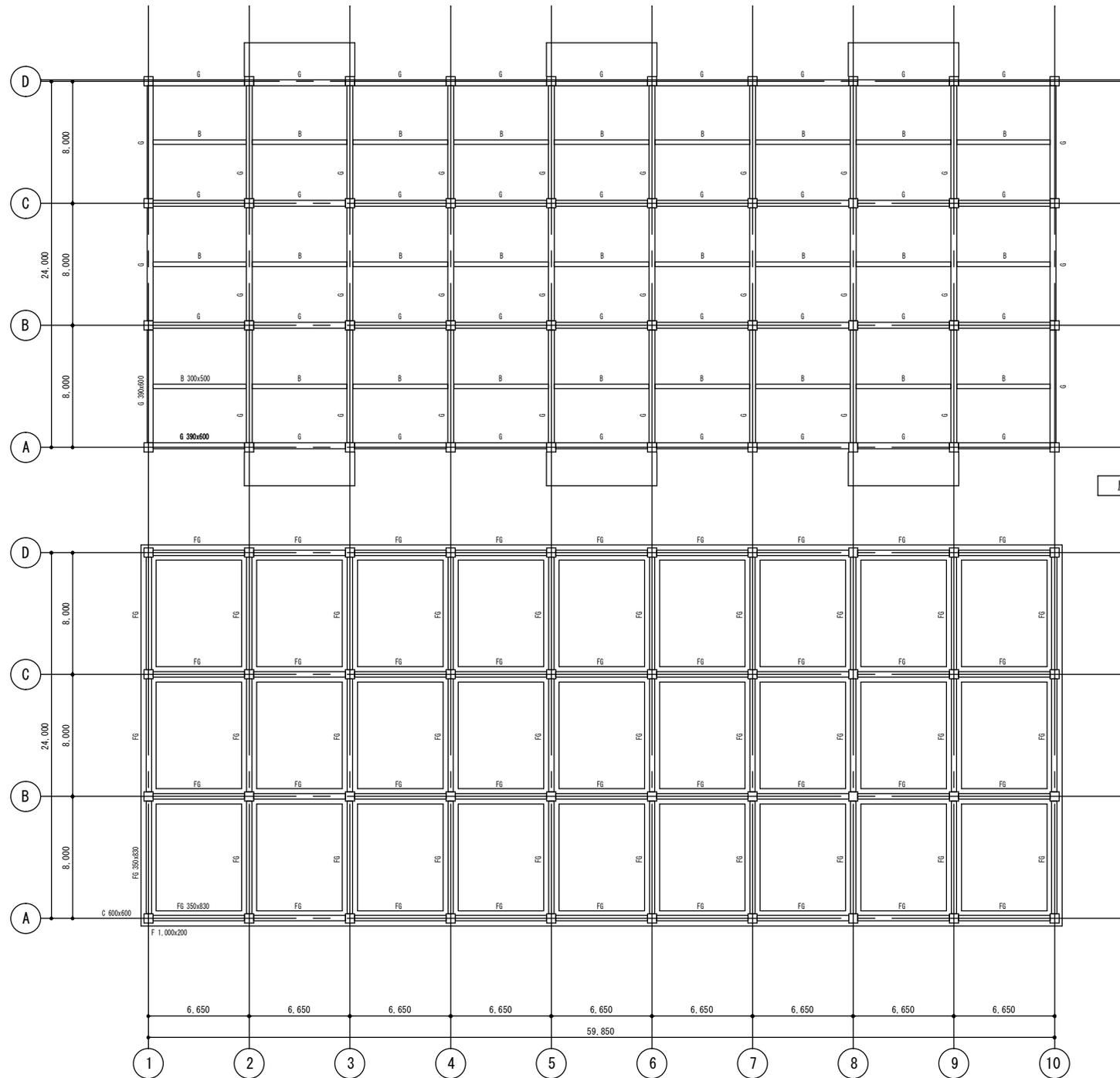
Y-Y断面図 S=1:200

記号	仕上	記号	仕上	記号	仕上	記号	仕上	記号	仕上								
A	屋根：押えコンクリートの上シート防水	C	柱型・梁型：モルタル塗り結露防止塗材吹付	E	庇種：VP 75φ	G	窓：アルミ製はめ殺し窓	I	換気ダクト								
B	外壁：モルタル塗り結露防止塗材吹付	D	種：VP 100φ (増ビ種併用)	F	出入口建具：スチール OP塗	H	タラップ：ステンレス製										
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">特記</td> <td style="width:40%;"></td> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>徳島県土木整備部営繕課</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										特記					徳島県土木整備部営繕課		
特記																	
	徳島県土木整備部営繕課																
				工事名称	R5 営繕 徳島小松島港 小・小松島 本港上屋1号解体工事	図面番号	A - 07	株式会社 象企画設計 <small>TEL 088-661-4090 FAX 088-661-4097 徳島県知事登録 第11993号 一級建築士事務所 林 賢</small>									
				図面名称	立面図・断面図	縮尺	1:200										

符号	室名	倉庫	符号	室名	倉庫			
数量	形式	法規制	6	両引分けスチールアングル扉				
			数量	形式	法規制			
			20	2連FIX窓				
			内法寸法 (W×H)			1,800 × 600		
			枠 見込	材質・仕上	70	AL	B1	
			障子 巾	材質・仕上	—	—	—	
			額縁 巾	材質・仕上	—	—	—	
			ガラス種類	厚み	FW	—	6.8	
			がらり形状	材質・仕上	—	—	—	
			金物特記			アルミ水切、付属金物一式		
			備考					
内法寸法 (W×H)			4,200 × 4,000					
枠 見込	材質・仕上	—	—	—				
障子 巾	材質・仕上	60	S	SOP				
額縁 巾	材質・仕上	—	—	—				
ガラス種類	厚み	—	—	—				
がらり形状	材質・仕上	—	—	—				
金物特記			ハンガーレール、南京錠					
備考								
符号 <th>室名</th> <th>倉庫</th> <td colspan="3"></td>	室名	倉庫						
数量	形式	法規制	3	引分け大型スチール防虫扉				
			数量	形式	法規制			
			3	引分け大型スチール防虫扉				
			内法寸法 (W×H)			4,200 × 4,000		
			枠 見込	材質・仕上	—	—	—	
			障子 巾	材質・仕上	—	S	SOP	
			額縁 巾	材質・仕上	—	—	—	
			ガラス種類	厚み	—	—	—	
			がらり形状	材質・仕上	—	—	—	
			金物特記			ハンガーレール、付属金物一式		
			備考					
内法寸法 (W×H)			4,200 × 4,000					
枠 見込	材質・仕上	—	—	—				
障子 巾	材質・仕上	—	S	SOP				
額縁 巾	材質・仕上	—	—	—				
ガラス種類	厚み	—	—	—				
がらり形状	材質・仕上	—	—	—				
金物特記			ハンガーレール、付属金物一式					
備考								

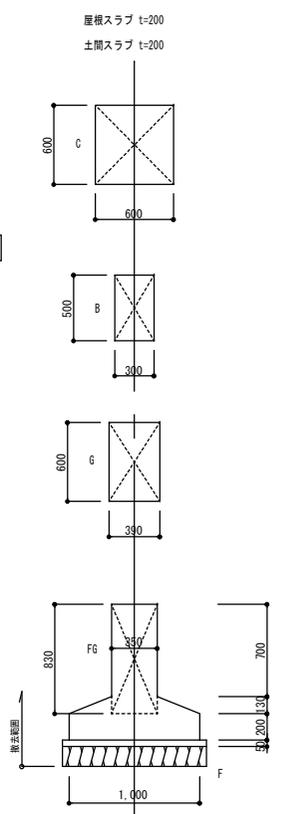
凡例

- 材料
- AL アルミ製
 - S 鋼製
 - SUS ステンレス製
 - W 木製
- 建具種類
- AM アルミ製窓
 - AD アルミ製扉
 - SD 鋼製扉 (≧1.6mm)
 - LSD 軽鋼製扉 (≧0.8mm)
 - WD 木製扉
 - SS シャッター
 - TB トイレブース
- ガラス種類
- FL フロート板ガラス
 - T 強化ガラス
 - F 型板ガラス
 - PW 網入りフロートガラス
 - FW 網入り型板ガラス
- アルミニウムの表面処理の種類
- A-1 無着色陽極酸化皮膜
 - A-2 着色陽極酸化皮膜
 - B-1 無着色陽極酸化塗装複合皮膜
 - B-2 着色陽極酸化塗装複合皮膜

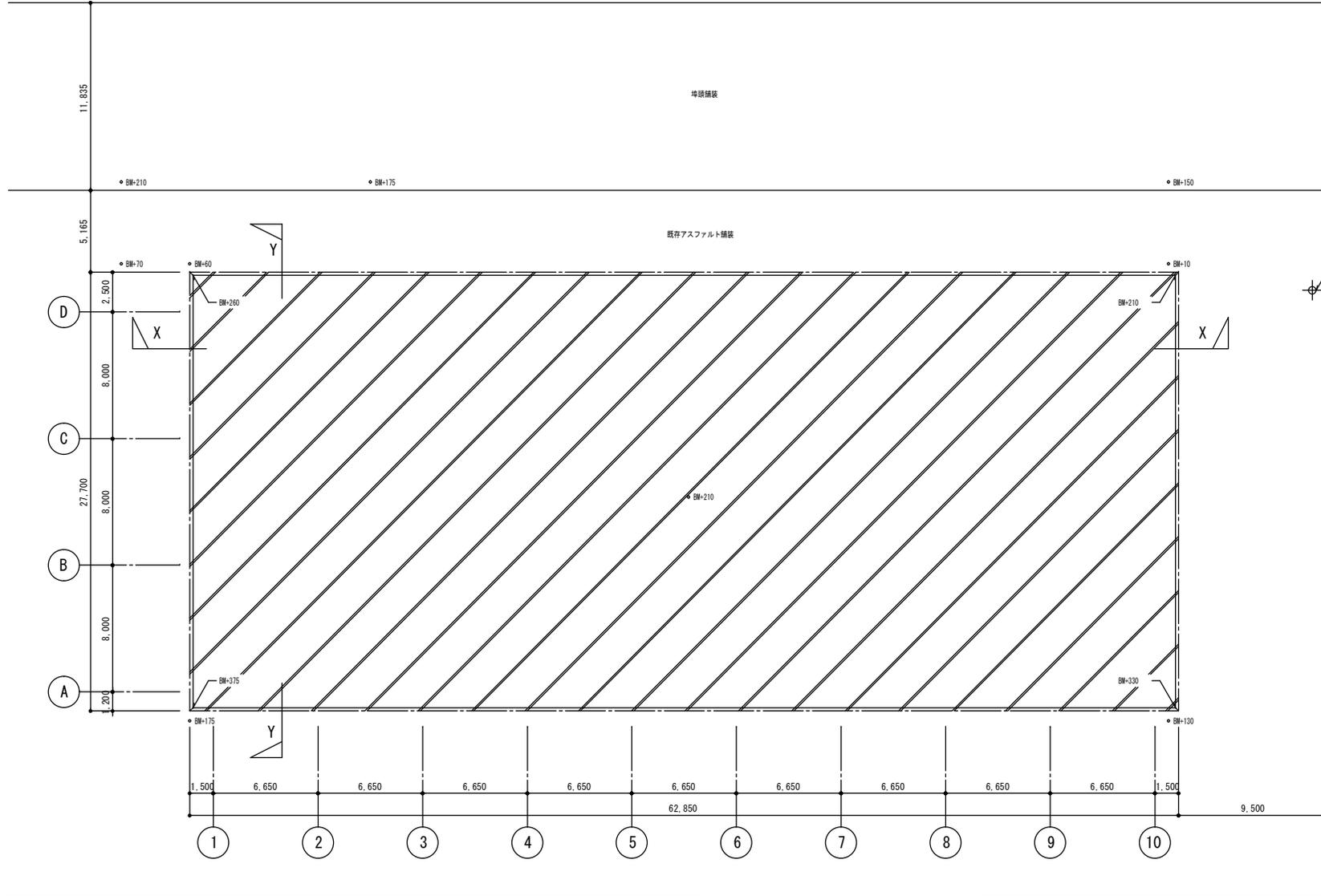
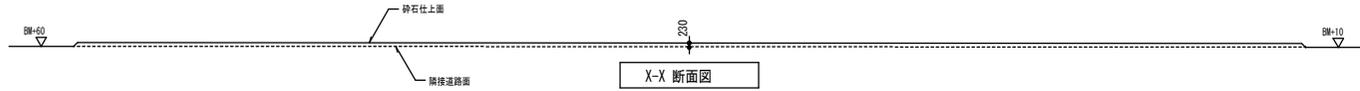
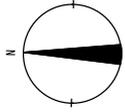


屋根伏図 S=1:200

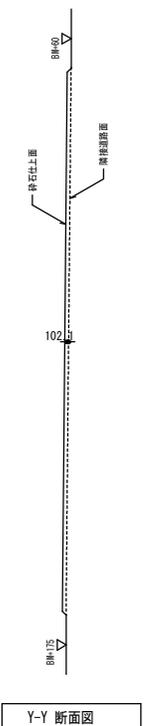
基礎図 S=1:200



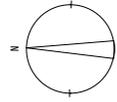
特記	徳島県土木整備部営繕課	工事名称	R5 営繕 徳島小松島港 小・小松島 本港上屋1号解体工事	図面番号	A - 10	株式会社 象企画設計 TEL 088-661-4090 徳島市阿波町西町6-1-1 FAX 088-661-4097 一級建築士事務所 徳島県知事登録 昭和1993号 一級建築士登録 第86203号 林 賢
			図面名称	基礎伏図・屋根伏図	縮尺	



BM (±0) 本港1 (令和2年7月)
四国地方整備局
小松島港務、空港整備事業所



特記	徳島県土木整備部営繕課	工事名称	R5 営繕 徳島小松島港 小・小松島 本港上屋1号解体工事	図面番号	A - 11	株式会社 象企画設計 TEL 088-661-4090 FAX 088-661-4097 徳島市徳島町西陽57-1 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第21993号 一級建築士登録 第86203号 林 賢
			図面名称	解体後配置図	縮尺	



記号	仕様
A42	FL40W × 2 逆富士
B42	FL40W × 2 反射笠
C61	1L60W × 1 シーリング
D100	HID100W × 1 防犯灯
E21	FL20W × 1 プラケット

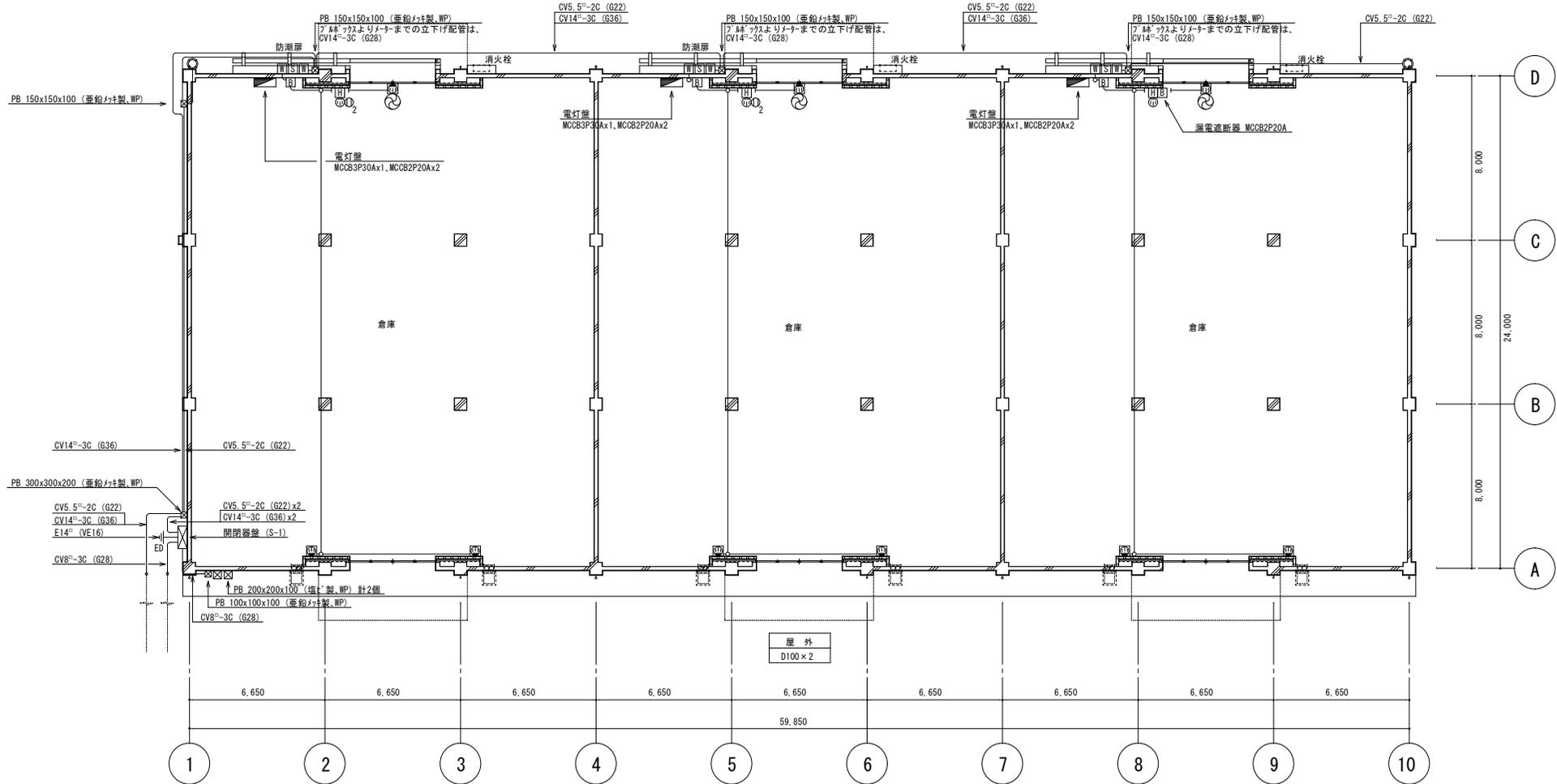
図中明記なき配管・配線は下記とする。

コンセント回路 1V2.0 × 4 (G22)

凡例	記号	名称	備考
	[E]	電力計量箱	塩ビ製
	[S]	開閉器箱 MCCB3P30Ax2	塩ビ製
	[B]	開閉器箱 MCCB3P60A	
	[H]	手元開閉器 MCCB3P60A	
	[M]	埋込コンセント 3P30A250V × 1	球形突出型付カス
	[C]	露出コンセント 3P30A250V × 1	
	[D] 2	露出コンセント 2P15A125V × 2	
	[F]	扇風機	40cmタイプ
	○	球形突出型付カス	

- (注記)
1. 図中配線(実線)で示す配線配管及び配線器具類はすべて撤去すること。
 2. 図中明記なき機器であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去をする。
 3. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 4. 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。

(注記) 安定器を撤去処分する際は、PCB含有の有無を確認すること。



1階電灯・動力設備図 S=1:150

特記	徳島県土木整備部管轄課	工事名称	R5 営繕 徳島小松島港 小・小松島 本港上屋1号解体工事	図面番号	E - 01	株式会社 象企画設計 TEL 089-661-0900 徳島市徳島町西野67-1 FAX 089-661-0997 一般建築士事務所 徳島県知事登録 第01003号 一般建築士会 第8203号 株 資
		図面名称	電灯・動力設備図(撤去図)	縮尺	1 : 150	

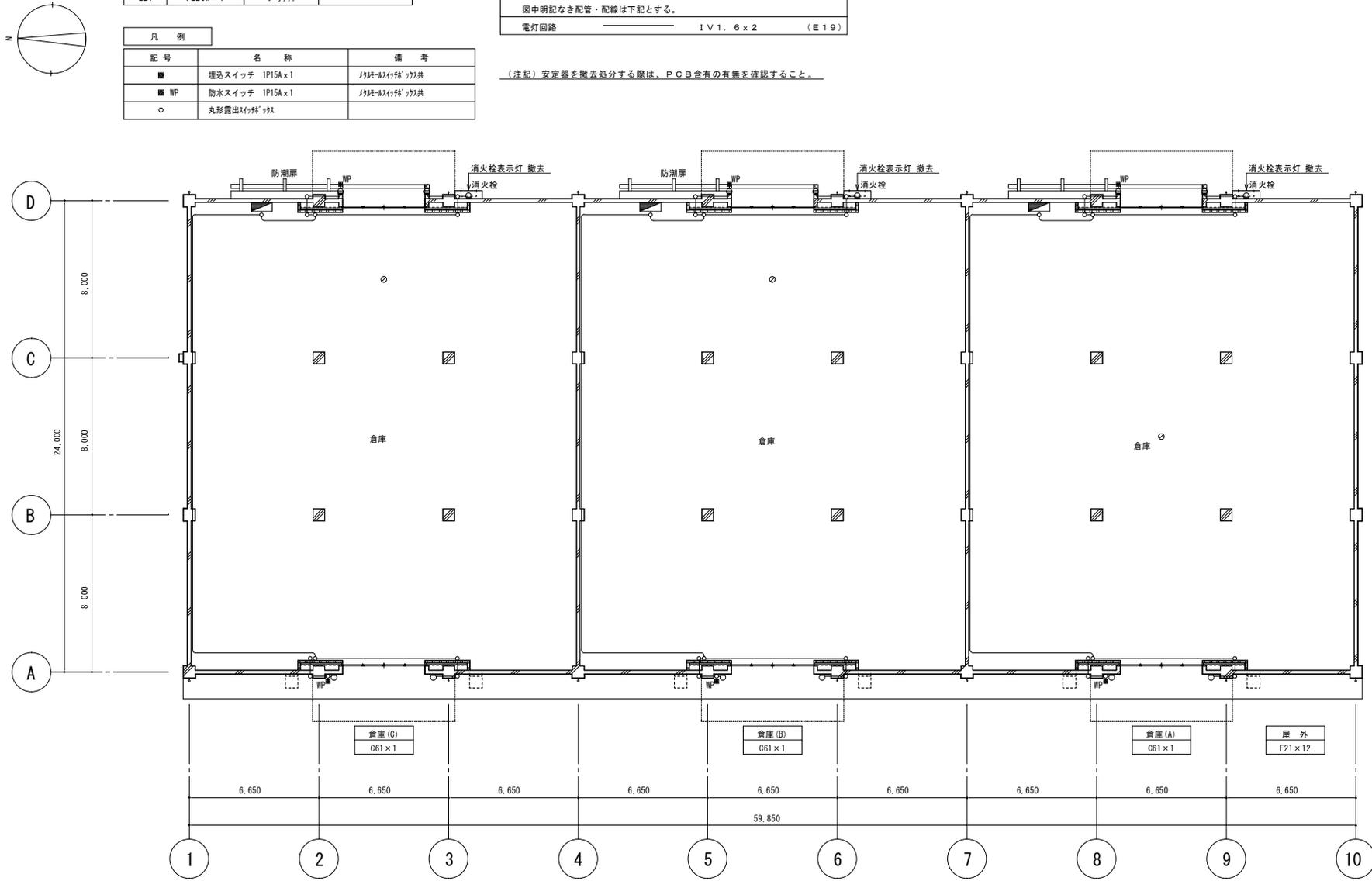
記号	仕様	
A42	FL40W×2	逆富士
B42	FL40W×2	反射笠
C61	1L60W×1	シーリング
D100	HID100W×1	防犯灯
E21	FL20W×1	アラウタツ

- (注記)
1. 図中記線(実線)で示す配線配管、照明器具及び配線器具類はすべて撤去すること。
 2. 図中明記なき機器であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去をする。
 3. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 4. 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分にを行い、係員の指示に従い施工すること。

図中明記なき配管・配線は下記とする。
電灯回路 1V1. 6×2 (E19)

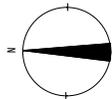
凡 例		
記号	名 称	備 考
■	埋込スイッチ 1P15A×1	球形-入付栓'ワズ共
■ WP	防水スイッチ 1P15A×1	球形-入付栓'ワズ共
○	球形露出'入付栓'ワズ	

(注記) 安定器を撤去処分する際は、P.C.B含有の有無を確認すること。



1階電灯設備図(撤去図) S=1:150

特記	徳島県土整備部営繕課	工事名称	R5営繕 徳島小松島港 小・小松島 本港上屋1号解体工事	図面番号	E-02	株式会社 象企画設計 TEL 089-661-0980 徳島市東真町西967-1 FAX 089-661-0997 一般建築士事務所 徳島県知事登録 第01003号 一般建築士登録 第86203号 林 寛
		図面名称	電灯設備図(撤去図)	縮尺	1:150	



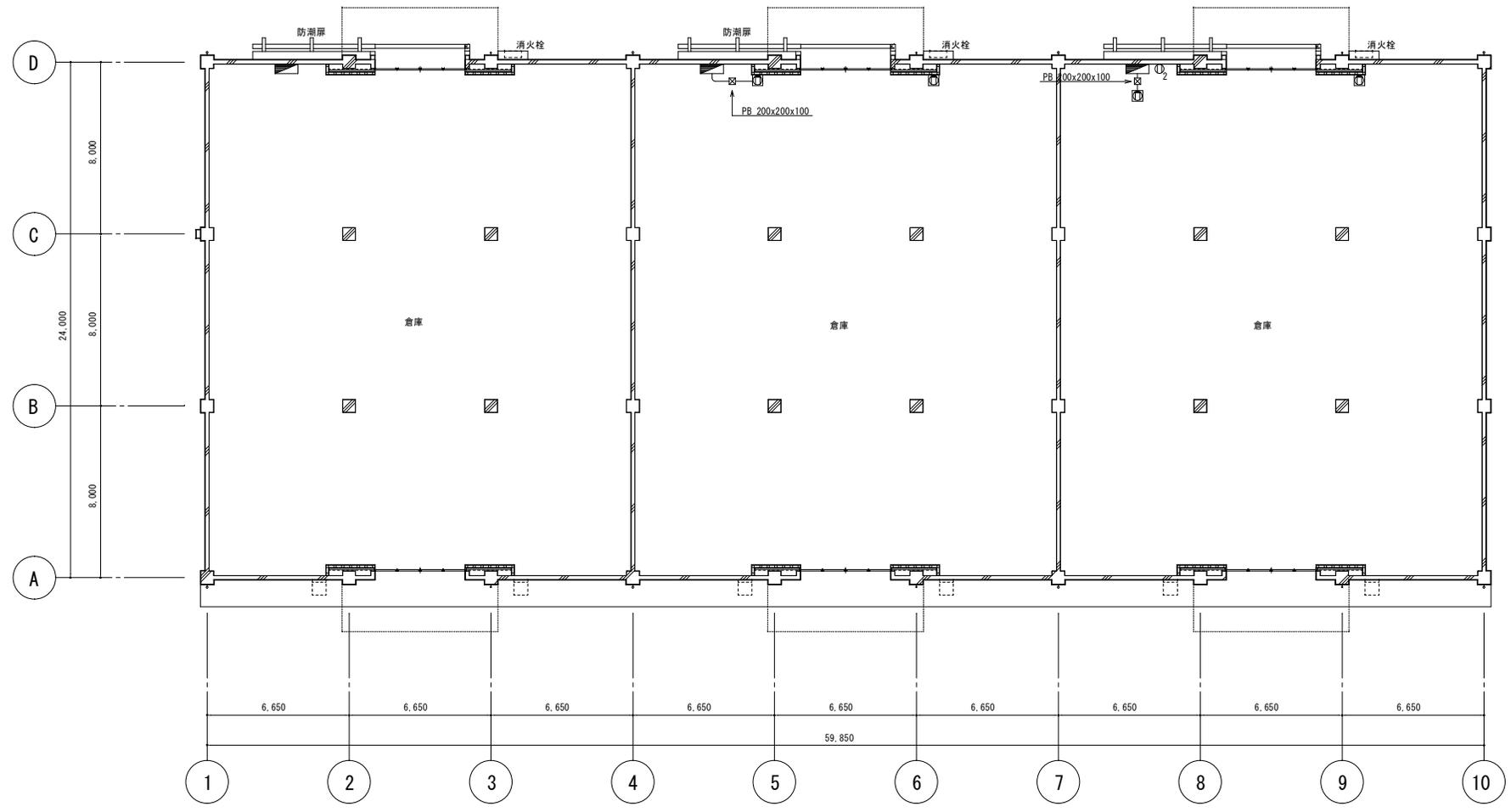
凡 例

記号	名称	備考
㊦	埋込コンセント 2P15A125V x 1	防湿・防炎付共
㊧	露出コンセント 2P15A125V x 2	

図中明記なき配管・配線は下記とする。
 コンセント回路 1V2. 0 x 2 (E19)

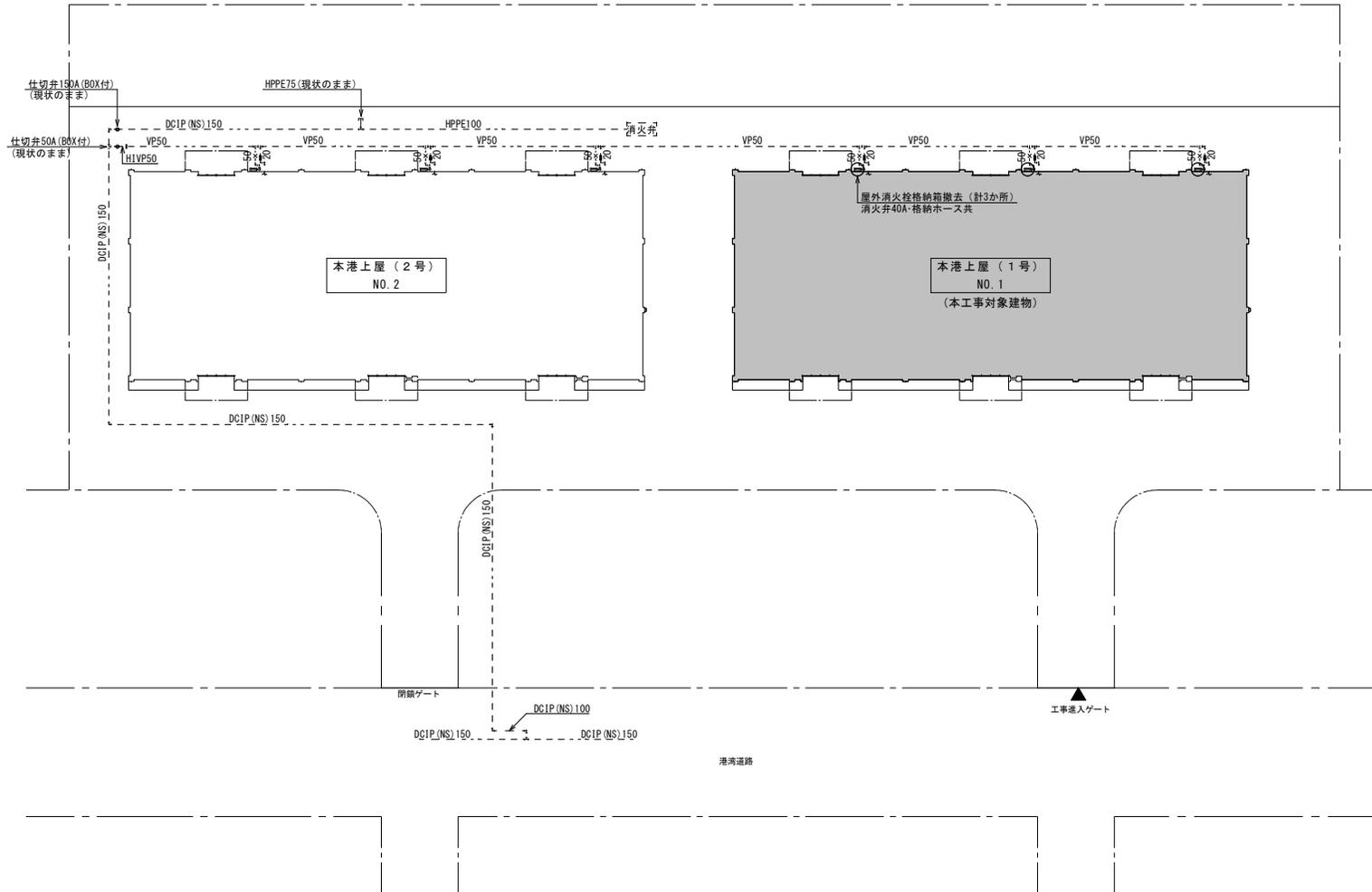
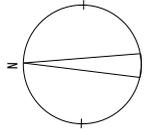
(注記)

1. 図中配線(実線)で示す配線配管及び配線器具類はすべて撤去すること。
2. 図中明記なき機器であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去をする。
3. 撤去資材はすべて構外に撤出し、関係法令に従い適切に処理すること。
4. 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。



1階コンセント設備図(撤去図) S=1:150

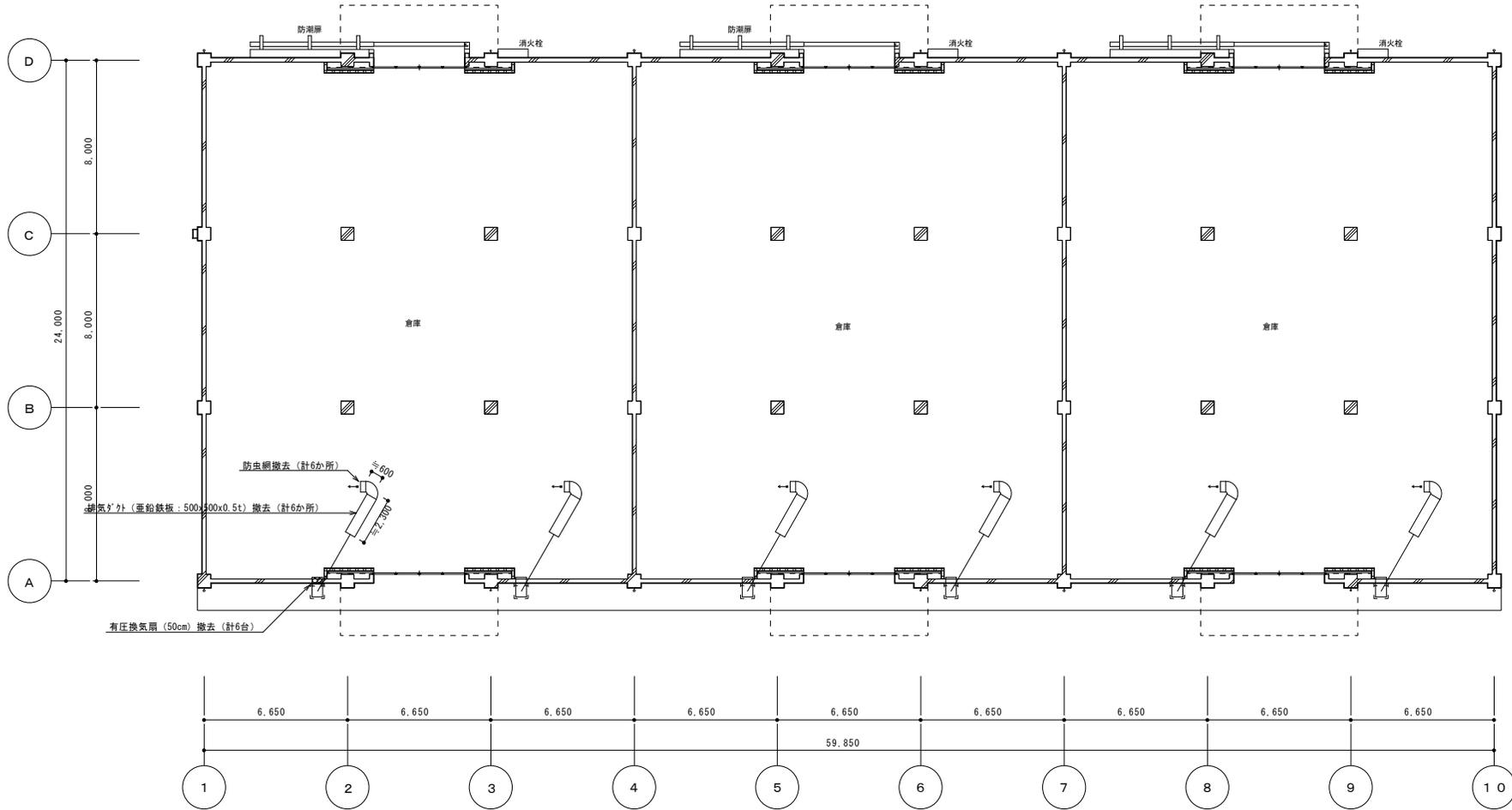
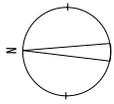
特記	徳島県土木整備部営繕課	工事名称	R5営繕 徳島小松島港 小・小松島 本港上層1号解体工事	図面番号	E - 03	株式会社 象企画設計 TEL 089-661-6090 徳島市徳島町西町67-1 FAX 089-661-6097 一般建築士事務所 徳島県知事登録 第01003号 一般建築士登録 第86203号 林 寛
		図面名称	コンセント設備図(撤去図)	縮尺	1 : 150	



屋外消火設備図 (撤去図) S=1/400

- 特記事項
1. 図中点線表記は、本工事対象外とする。
 2. 本工事は屋外消火栓3台を撤去する。なお、撤去時期については、別途工事(2号上屋解体工事)と入念に調整すること。

特記	徳島県土整備部営繕課	工事名称	R5営繕 徳島小松島港 小・小松島 本港上屋1号解体工事	図面番号	P - 01	株式会社 象企画設計 TEL 089-661-4080 徳島市徳島町西側67-1 FAX 089-661-4097 一般建築士事務所 徳島県知事登録 第01003号 一般建築士登録 第86203号 林 寛
		図面名称	屋外消火設備図 (撤去図)	縮尺	1 : 400	



1階換気設備図 (撤去図) S=1/150

特記

徳島県土木整備部営繕課

工事名称 R5営繕 徳島小松島港 小・小松島
本港上層1号解体工事

図面番号 M - 01

株式会社 象企画設計
TEL 088-661-4090
徳島市徳島町西町67-1
FAX 088-661-4097
一般建築士事務所 徳島県知事登録 第01003号
一般建築士登録 第86203号 林 寛

図面名称 換気設備図 (撤去図)

縮尺 1 : 150